資料　１
議題（１）①

第２次川口市緑の基本計画改訂について

経　緯

現行の「第２次川口市緑の基本計画」は、平成３１年度（令和元年度）から令和１５年度の１５年計画であり、現行計画の策定時には中間期の令和８年度に見直しを予定していました。

しかしながら、令和６年１１月施行の都市緑地法の一部改正に伴い、同年１２月２０日に国土交通大臣が定めた「緑の基本方針」（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針）により、都市における緑地の保全や緑化の取組を国家的な観点からより一層推進するため、都市緑地法第４条第１項の規定に基づき、都道府県が「緑の広域計画」を策定し、それを勘案して市区町村が「緑の基本計画」を策定することが示されました。

このことから、昨年度の緑化対策委員会において、令和７・８年度に策定予定の県の広域計画を踏まえ、令和９・１０年度に「（仮称）第３次川口市緑の基本計画」を策定していくことが望ましいとの報告をいたしました。

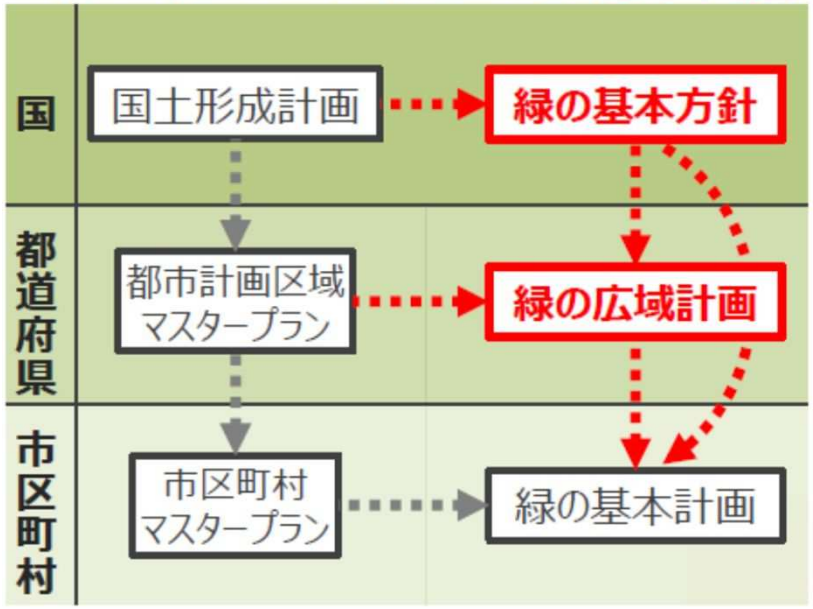
※　都市緑地法 第４条第１項 抜粋

（基本計画）
第四条　市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき（広域計画が定められている場合にあつては、基本方針に基づくとともに、当該広域計画を勘案して）、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

計画の位置づけ

○「緑の基本計画」は、都市緑地法第４条に基づく法定計画です。
○国の「緑の基本方針」に基づくとともに、埼玉県の「広域緑地計画」を勘案し、さらに、「川口市総合計画」ほか、
　関連計画との整合性を図る必要があります。

計画の連携のイメージ（黒字：既存、赤字：新設）



※ 令和６年１２月策定

※ 令和９年３月改定予定

※ 令和９年度改訂

※ 国土交通省HP「緑の基本方針」より抜粋

第６次川口市総合計画
令和８年度 ▸▸▸ 令和１７年度

【関連部門計画】
- **川口市都市計画基本方針**
  ※ 令和９年３月改定予定
- **川口市景観計画**
- **川口市地域防災計画**
- **第２次川口市農業基本計画**
  （川口市都市農業振興計画）
- **第３次川口市環境基本計画**
  ※ 令和１０年３月改定予定

など

緑の基本方針の概要

国土交通省

意義

- 気候変動対策
- 生物多様性の確保
- Well-beingの向上
- 都市のレジリエンスの向上
- 歴史や文化の形成、美しい景観の創出、環境教育・生涯学習の場としての活用
- 都市における生産機能、循環型社会への寄与
- ESG投資の拡大、気候関連・自然関連情報開示への対応

全体目標

将来的な都市のあるべき姿 「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」

国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が３割以上となることを目指すとともに、
都道府県が定める全ての「緑の広域計画」及び市町村が定める全ての「緑の基本計画」において、以下の３つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す

個別目標

環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市

CO_2の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、**カーボンニュートラルの実現に貢献**

人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市

緑地の確保を進めるとともに、**適切な樹林更新等による緑地の質の向上**を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、**広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進**する

Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市

地域の実情に応じた**緑地の質・量の確保**を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等の**グリーンインフラとしての多様な機能を発揮**させていく

推進の視点

多様な主体の連携、各主体の役割分担

国、都道府県、市町村、都市緑化支援機構、教育・研究機関、民間企業・事業者等、NPO法人等、都市の住民の**各役割に応じた連携、分担等**

＋

多様な資金、体制等の確保

民間からの投資、寄附金の受入れなど**多様な資金の確保**、官民連携などによる**体制の確保等**や、これらを**支える仕組みが必要**

緑地の更なる充実

より**質を重視した保全・活用を実施**するとともに、生物多様性の確保、景観・歴史文化の形成等にも考慮し、**樹木の更新等を計画的に実施**

緑地の広域的・有機的なネットワーク形成

気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上に向け、**グリーンインフラとしての多様な機能を一層発揮**するため、各主体が連携し**広域的な緑地のネットワークを形成**

実現のための施策

国

都道府県の「緑の広域計画」、市町村の「緑の基本計画」の策定促進

行政による永続性の担保された公的な緑地の確保の推進

- 特別緑地保全地区の拡大・質の向上（機能維持増進事業等）への支援
- 都市公園等の公的空間における緑地の確保・緑化の推進
- 地方公共団体に対する技術的支援

民間による緑地の保全・創出の促進

- 良質な緑地への民間投資を促進する環境整備
- 民有地における更なる緑地の創出に向けた各制度の活用等の促進
- 都市農地の保全に向けた各制度の活用等の促進

価値観の醸成、多様な主体の参画・協働の促進に向けた普及啓発、環境教育の推進

都道府県

「緑の広域計画」の策定と計画に基づく各取組の実施

- 一つの市町村を超える広域的な見地から、広域計画を策定
- 都道府県における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域等の制度の活用等）

市町村

「緑の基本計画」の策定と計画に基づく各取組の実施

- 地域の実情をよく把握している基礎自治体として、基本計画を策定
- 市町村における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域、生産緑地地区、緑化地域等の制度の活用等）

コンパクト・プラス・ネットワーク等のまちづくりの取組との連携

まちづくりDXとの連携等

※ 国土交通省HP 「緑の基本方針の概要」より抜粋、赤枠加工

第２次川口市緑の基本計画

1　各方針の実現化のための具体の施策・事業

将来像	将来目標	緑の機能		方針	取組・事業
水と緑といきもので　四季を感じる　みんなが安らぐまち　川口	目標①：美しい緑の景観づくり 目標②：貴重な緑の保全・管理 目標③：緑に親しむ環境づくり	(1)美しい景観づくり	1）本市を代表する景観の保全	① 植木の里としての個性ある景観の維持・向上	農産物の高付加価値化（ブランド化）の検討 等
				② 都市的土地利用との共存による緑の減少の抑制	優良田園住宅※等の緑を伴う新たな土地利用の選択肢の追加に関する検討 等
				③ 河川・水路沿いの潤いのある水辺景観の整備・活用の推進	河川や水路の維持管理の実施 等
				④ 安行台地に形成される斜面林の景観の維持・向上	緑地の適正管理の実施及び保全緑地※の公開に関する検討 等
			2）都市景観の形成	⑤ 本市の顔となる鉄道駅周辺におけるふさわしい良好な緑の景観の創出	緑化産業団体等と連携した緑化をPRできる緑の景観の創出に関する検討 等
			3）歴史・文化資源周辺の景観の継承	⑥ 地域で育まれた歴史・文化と調和した緑の景観の保全・創出	保全緑地※や保存樹木※の指定の実施 等
			4）住宅地等の良好な景観の創出	⑦ 住宅地における緑の景観の創出	ボランティア団体と連携した担い手の増加に向けた検討 等
				⑧ 住・工混在地域や工場が多い地域における良好な緑の景観の創出	既存の緑化補助事業の補助要件の見直し 等
		(2)自然環境の保全	1）本市の水と緑の骨格を形成する自然環境の保全	① 安行・神根地域を中心として広がる農地等の保全	緑化産業に関連する伝統技術を学ぶ研修会や園芸講習会の開催 等
				② 河川・水路沿いの潤いのある水辺環境の形成	旧芝川での親水護岸整備 等
				③ 安行台地に形成される斜面林の維持・保全	緑地の適正管理の実施及び保全緑地※の公開に対する検討 等
			2）緑を活用した都市環境への負荷の軽減	④ 密集化が進行している市街地の緑の創出と環境負荷の軽減	土地区画整理事業※・住宅市街地総合整備事業等による公園・緑地の整備 等
				⑤ 風の道となる斜面林・河川・水路の連続性の確保の推進	特別緑地保全地区※や保全緑地※・保存樹木※の指定 等
				⑥ 生産緑地地区※の維持・保全	生産緑地地区※の新規指定及び特定生産緑地地区※への更新 等
		(3)緑を活かしたレクリエーション創出	1）自然とふれあえる環境の創出	① 自然とふれあえる水辺や緑地の活用の推進	自然体験教室のような学習機会提供の検討 等
				② 都市農地※の活用の推進	生産緑地地区※の新規指定及び特定生産緑地地区※への更新 等
			2）広域圏にわたるレクリエーション拠点の創出	③ 広域活動拠点の整備・活用の推進	生態系※に配慮したイイナパーク川口（赤山歴史自然公園）の整備 等
			3）日常圏におけるレクリエーションの場の整備	④ 地域住民のニーズに対応した公園・緑地の機能の充実	地域特性を活かした公園づくりの実施 等
				⑤ 潤いのある水辺空間のネットワーク化の推進	旧芝川での親水護岸整備 等
		(4)生物多様性の保全	1）動植物が生息・生育できる緑地空間の創出	① 動植物の生息・生育できる緑の保全・創出	調節池の整備に合わせたビオトープ※の整備 等
			2）多様な動植物の把握と周知	② 生物調査に基づく動植物に配慮した環境の維持・保全	生物調査の実施 等
		(5)安全・安心な環境づくりへの貢献	1）緑による災害に対応する機能の強化	① 水害に備えた貯留施設等の整備と維持管理の強化	調節池の整備、維持・保全 等
				② 自然災害等に備えた樹木の適正な管理の推進	保全緑地※における自然再生活動団体による管理の実施 等
			2）避難場所の確保	③ 農地等の緑地の一時的な避難場所への活用	緑地・農地の多様な機能のひとつである、避難場所としての機能の活用に向けた検討 等
				④ 広域避難場所※等の防災機能の充実	防災機能を備えた公園の整備 等

「緑の基本方針」と「第２次川口市緑の基本計画」の整合性

緑の基本方針の個別目標に対応する本市の取組

◆環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市◆

(2) 自然環境の保全

農地等の保全　　潤いのある水辺環境の形成　　斜面林の維持・保全
市街地の緑の創出と環境負荷の軽減　　生産緑地の維持・保全

◆人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市◆

(4) 生物多様性の保全

動植物の生息・生育できる緑の保全・創出
生物調査に基づく動植物に配慮した環境の維持・保全

◆ Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市◆

(1) 美しい景観づくり

潤いのある水辺景観の整備・活用の推進　　斜面林の景観の維持・向上
鉄道駅周辺や住宅地等における良好な緑の景観の創出
地域で育まれた歴史・文化と調和した緑の景観の保全・創出

(3) 緑を活かしたレクリエーション創出

自然とふれあえる水辺や緑地の活用の推進
広域活動拠点の整備・活用の推進
地域住民のニーズに対応した公園・緑地の機能の充実

第６次川口市総合計画

◆将来都市像◆

産業と文化と自然が調和した 輝きあふれるまち 川口

本市は「ものづくりのまち」として発展してきた歴史があり、現代においても多様な産業活動が市勢の原動力となっています。また、宿場町として栄えた歴史を伝える建造物が残るほか、新たな文化芸術拠点の整備が進み、豊かな文化芸術環境が整っています。さらに、都心近郊に位置するアクセスの良い立地ながら、水辺空間や緑地空間などの自然に触れることができ、住みやすいまちとしての認知も広がっています。

こうした「産業」と「文化」と「自然」を調和させ、本市ならではの活力と豊かさと安らぎに満ちた環境で、すべての人が生き生きと活躍し、未来を創造していく、輝きあふれるまちをめざします。

◆めざす姿◆

Ⅰ　健康で、自分らしく生き生きと暮らせるまち
Ⅱ　誰もがお互いを認め合い、安心して暮らせるまち
Ⅲ　こどもをみんなで育み、こどもが輝き活躍するまち
Ⅳ　学びとスポーツ・文化に親しみ、自己実現ができるまち
Ⅴ　にぎわいと魅力があり、伝統と未来が響き合うまち
Ⅵ　都市と自然が調和した、うるおいとやすらぎのあるまち
Ⅶ　誰もが安全で快適に暮らせるまち
Ⅷ　持続可能で自立したまち

※ 第６次川口市総合計画より

改訂の方向性

◆概要◆

○国の「緑の基本方針」の内容を再度精査した結果、市の現行計画の内容と大きな齟齬がないことが確認されたことから、第３次計画の策定ではなく、当初令和８年度に予定していた現行計画の中間見直しを令和９年度に行い、計画の改訂を行うこととします。
○国の「緑の基本方針」に基づくとともに、埼玉県の「広域緑地計画」を勘案し、さらに、「第６次川口市総合計画」ほか、関連計画との整合性を図り、内容の充実を図ります。

◆主な見直し予定箇所◆

○第２章　川口市の緑の現況と課題
　１　川口市の緑の現況
　２　緑に関する取組状況
　４　緑を取り巻く課題
○第７章　実現化のための方策
　１　各方針の実現化のための具体の施策・事業

◆見直し後の計画施行日◆

令和１０年４月予定

◆見直し後の計画目標年次◆

令和１６年３月